

救出カウンセリングの論理と宗教の社会的位置レジューム

渡邊太

1. 救出カウンセリング

米本和広「書かれざる『宗教監禁』の恐怖と悲劇」(『現代』38巻11号、2004年)は、救出カウンセリングによって心的外傷後ストレス障害(PTSD)の症状を呈した事例を報告している。

救出カウンセリングにおいて他者の信仰への介入を正当化する根拠は、「人権」に求められる。カルト批判者は、カルト教団における信者の搾取状態を人権侵害として批判した。一方、教団が救出カウンセリングを批判する根拠も、「信教の自由」という「人権」に求められる。どちらの立場においても、「人権」が議論の焦点となっている。

2. 友・敵の対立

「洗脳」「マインド・コントロール」概念には、しばしば陰謀説的仮定が埋め込まれている(カルトは表向きに掲げた看板とは異なる裏の目的を持っているに違いない! という仮説)。じつは、こうした陰謀説的仮定は、カルト的な宗教思想と親和的である。

陰謀説の思想的問題は、陰謀説的な発想がカール・シュミットの意味での政治(友・敵の絶対的対立)を先鋭化させる点にある。カルトをめぐる問題において、しばしば研究者もまたカルト論争に巻き込まれる。すなわち、カルトの敵なのか味方なのか、という立場を問われることになる。これは、カルト批判者から問われることもあるし、教団から問われることもある。

友・敵の政治が高圧化すると、可能な議論のヴァリエーションが減ってしまう。要するに友か敵か、ということしか問われないので、単純な擁護か批判かというところまで議論が単純化されるのである。ここで、必要なのはカルトについて論じるヴァリエーションをできるだけ拡大することである。そのためには、友・敵の政治とは異なるべつの政治的区別を積極的に提示していく必要がある。

3. 宗教の民営化

救出カウンセリングをめぐって、議論の焦点となったのは「信教の自由」であった。信教の自由は、近代市民社会において保証される。

宗教のプライベートイゼーション論は、信教の自由が「人権」として保障されることによって、宗教的選択が個人的で私的なものになることを想定する(たとえばトーマス・ルックマン)。プライベートイゼーション論では、自由で自律的な選択を行なう消費者としての信者像が想定されている。

カルト批判者も教団も、基本的には信仰を自由な選択の結果として捉える（批判者はカルトにおいて自由な選択が保証されていないことを批判する）。いずれも、問題としている「人権」は「自由権」の範疇に属する。「自由権」をめぐる、友・敵の政治が沸騰している。

ところで、宗教がプライベート化されるということは、教団が「民営化」されるということでもある。民営化された教団において、信者は被雇用者として立場に置かれることになる。ここで、被雇用者としての信者の権利を保護するという「社会権」の発想が生まれる。消費者・自由権の視点ではなく、被雇用者・社会権の視点を、カルトをめぐる議論のヴァリエーションのひとつとして提案する。

【参考文献】

米本和広「書かれざる『宗教監禁』の恐怖と悲劇」『現代』38巻11号、2004年。

カール・シュミット『政治的なものの概念』未来社、1970年。

トーマス・ルックマン『見えない宗教』ヨルダン社、1976年。

渡邊太「脱洗脳論（1） 関係の拘束としての洗脳」『エフェメーレ』2号。